（公園）

整備項目表

施設名称

|  |
| --- |
|  |

施設所在地

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | |  |
| 整備項目 | | 整備基準 | 適否 | |
| １　出入口 | | (1)　出入口（１以上） |  | |
| (a)　有効幅員が１２０ｃm以上（車止めの柵等がある場合は柵等と柵等の間隔は９０cm以上）であるか |  | |
| (b)　段差がないか、段差がある場合は５％以下（構造上やむを得ない場合は８％以下）の勾配ですりつけているか |  | |
| (c)　路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか |  | |
| (d)　出入口が直接車道等に接する場合は、点状ブロック等により車道等との境界を明示しているか |  | |
| ２　園路 | | (1)　「１出入口」に通ずる主要な園路 |  | |
| (a)　有効幅員は１２０ｃｍ以上であるか |  | |
| (b)　縦断勾配は５％以下（高低差が１６cm以下の場合は１２％以下、高低差が７５cm以下の場合は８％以下）であるか |  | |
| (c)　３％以上の縦断勾配が３０ｍ以上続く場合は、延長３０ｍ以内ごとに１５０cm以上の水平部分を設けているか |  | |
| (d)　段差がないか、段差を生ずる場所は、５％以下（構造上やむを得ない場合は８％以下）の勾配ですりつけているか（やむを得ず段差を残す場合は２ｃｍ以下） |  | |
| (e)　階段を設けている場合は、傾斜路を併設しているか |  | |
| (f)　路面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか |  | |
| (g)　視覚障害者誘導用ブロックを園路の要所に敷設しているか |  | |
| (2)　園路に設ける傾斜路 |  | |
| (a)　有効幅員は１２０ｃm以上であるか |  | |
| (b)　傾斜路の始終点及び高低差７５cm以内ごとに長さ１５０ｃｍ以上の踊場を設けているか |  | |
| (c)　手すりを設けているか |  | |
| (d)　両側に転落を防止するための措置が講じられているか |  | |
| (3)　排水溝を設けている場合は、溝ぶたは車椅子の車輪等が落ち込まない構造であるか |  | |
| ３　階段 | | (1)　主要な動線上にある階段 |  | |
| (a)　回り段を設けていないか |  | |
| (b)　有効幅員は１２０ｃm以上であるか |  | |
| (c)　階段の始終点及び高さ３００ｃｍ以内ごとに長さ１５０ｃm以上の踊場を設けているか |  | |
| (d)　手すりを連続して設けているか |  | |
| (e)　表面は平たんで、濡れても滑りにくい仕上げであるか |  | |
| (f)　路面は視覚障害者が識別しやすいものであり、つまずきにくい構造であるか |  | |
| (g)　昇り口、降り口の路面には、点状ブロック等を敷設しているか |  | |
| ４　便所（街区公園を除く） | | (1)　便所を設けている場合は、車椅子使用者用便房を設けているか（１以上） |  | |
| (a)　出入口の幅は８０ｃｍ以上であるか |  | |
| (b)　出入口に戸を設けている場合は、車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であるか |  | |
| (c)　出入口に高低差がある場合は、傾斜路を併設しているか |  | |
| (d)　腰掛便座、手すり等を適切に配置しているか |  | |
| (e)　車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保しているか |  | |
| (2)　(1)の便房を設けてある便所の出入口付近にその旨の標識及び誰もが利用できる旨の表示があるか |  | |
| (3)　男子用小便器がある場合は、床置式、壁掛式その他これらに類する小便器であるか（１以上） |  | |
| ５　案内板 | | (1)　案内表示を設けている場合は、障害者等が確実に目的の場所に到達できるよう配慮されたものであるか |  | |
| ６　駐車場 | | (1)　車椅子使用者用駐車施設を設けているか |  | |
| (a)　２００台以下２％以上、それを超えるとき１％＋２以上の数を設けているか |  | |
| (b)　幅は３５０ｃｍ以上であるか |  | |
| (c)　「２園路」に定める構造の園路に接続しやすい位置に設けているか |  | |
| (d)　車椅子使用者用駐車施設である旨表示しているか |  | |
| ７　付帯設備 | | (1)　ベンチ、水飲み場、券売機等は、障害者等に配慮された構造であるか |  | |
| 備考　「適否」の欄には、次により記載してください。  ・整備基準に適合している場合→○  ・整備基準に適合していない場合→×  ・整備基準が該当しない場合→－ | | | | |